

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会の概要

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（県社協）は、県内の地域福祉を推進する中核的な組織として、社会福祉法第110条の規定に基づき設置された民間の福祉団体です。

1 県社協の基本理念

くまもとの「**ふだんのくらしのしあわせ**」を協働でつくります

2 基本方針及び推進項目

基本方針 1 地域福祉活動推進のための総合相談・生活支援体制強化の推進

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) ボランティア活動推進事業の充実・強化
- (3) 大規模災害に備えた支援の強化
- (4) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の充実・強化
- (5) 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との連携強化
- (6) 民生委員・児童委員活動への支援と連携
- (7) 生活福祉資金等貸付事業の推進
- (8) 社会福祉振興基金事業の充実

基本方針 2 市町村社協、社会福祉法人等の経営強化と福祉サービス向上の支援

- (1) 市町村社協の経営強化
- (2) 各種協議会活動の運営支援と連携
- (3) 社会福祉法人等の経営支援
- (4) 社会福祉事業振興資金貸付事業の推進
- (5) 運営適正化委員会の充実・強化

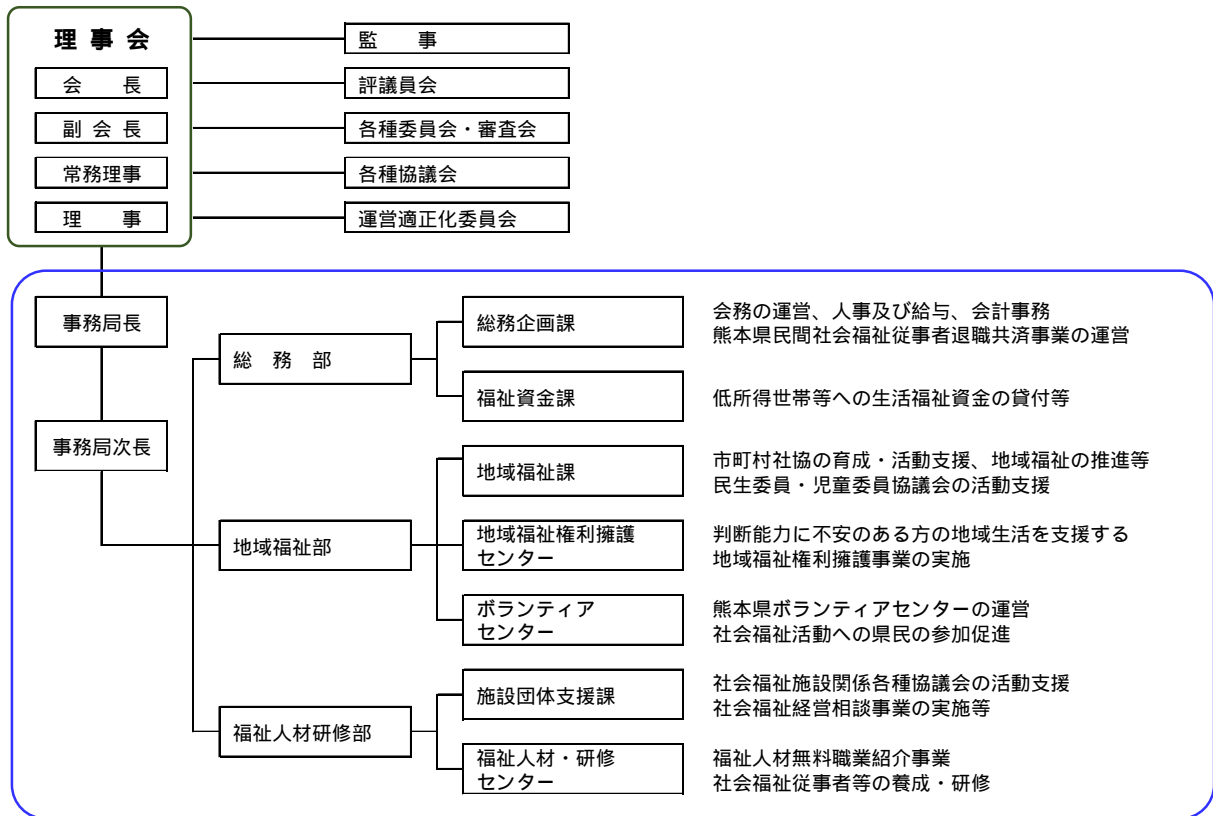
基本方針 3 福祉人材の確保・育成・定着の推進

- (1) 福祉人材確保の支援と定着の推進
- (2) 社会福祉従事者研修事業の充実・強化
- (3) 県民間社会福祉事業従事者退職共済事業の充実
- (4) 福利厚生事業の充実
- (5) 福田令寿人材育成基金事業の推進

基本方針 4 県社協の組織活動・経営の強化・見える化の推進

- (1) 情報発信の充実・強化
- (2) 社会福祉に関する調査研究の実施と活用
- (3) 法人運営事業の充実・強化
- (4) 事務局体制の充実・強化

3 組織図



4 所在地

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号
電話番号（代表）096-324-5454

5 職員数

3部4課3センター 59人（非正規職員・派遣職員含む）

6 勤務条件等

勤務先	熊本県社会福祉協議会(熊本県総合福祉センター内)
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで(時間外勤務あり)
初任給	<p>本会給与・退職手当規程により支給</p> <p>令和6年3月新卒の場合</p> <p>本俸185,200円</p> <p>* 社会人経験者の場合</p> <p>例：本会職務類似職8年の30歳（職務換算100%）</p> <p>本俸224,500円</p>
諸手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当など
賞与	年2回（6月、12月）
休日	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始
休暇	年次有給休暇・特別有給休暇など
福利厚生	健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険・退職金制度など